

## 有明海・八代海の再生について

有明海・八代海の再生に向け、これまで海域特性に応じた海域環境の保全・改善や水産資源の回復等による漁業振興に関する施策に取り組んできたところであるが、漁業生産の低迷や赤潮の頻発など、依然として海域環境の悪化が払拭された状況ではない。

また、平成14年に施行された「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」(以下「法」という。)に基づき設置された「有明海・八代海総合調査評価委員会」は、国及び関係県が実施する総合的な調査に基づいて、有明海・八代海の再生に係る評価を行い、主務大臣等に意見を述べる機関として位置づけられているが、法施行の日から5年以内に行われる法の見直しのための調査等に所掌事務が限定されていることから、5年を経過した現時点においては本委員会を開催審議する規定がなく、委員会は機能していない状況となっている。

今後、引き続き、環境保全策や魚介類等の増殖といった施策を強力に推進するとともに、徹底した調査による海域環境悪化の原因究明を行うべく、法の見直しを求める。

### 1 財政支援措置の継続

法第8条に定める国庫補助の割合の特例が適用される期間は平成23年度までとなっているが、有明海・八代海の再生を早期に図るべく、平成24年度以降も本特例が適用できるよう、法第8条を見直すこと。

### 2 有明海・八代海総合調査評価委員会の機能の継続

有明海・八代海の再生のための施策を有効に推進していくため、「有明海・八代海総合調査評価委員会」が引き続きその機能を担えるよう、委員会の所掌事務を規定している法第25条を見直すこと。

平成23年6月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞